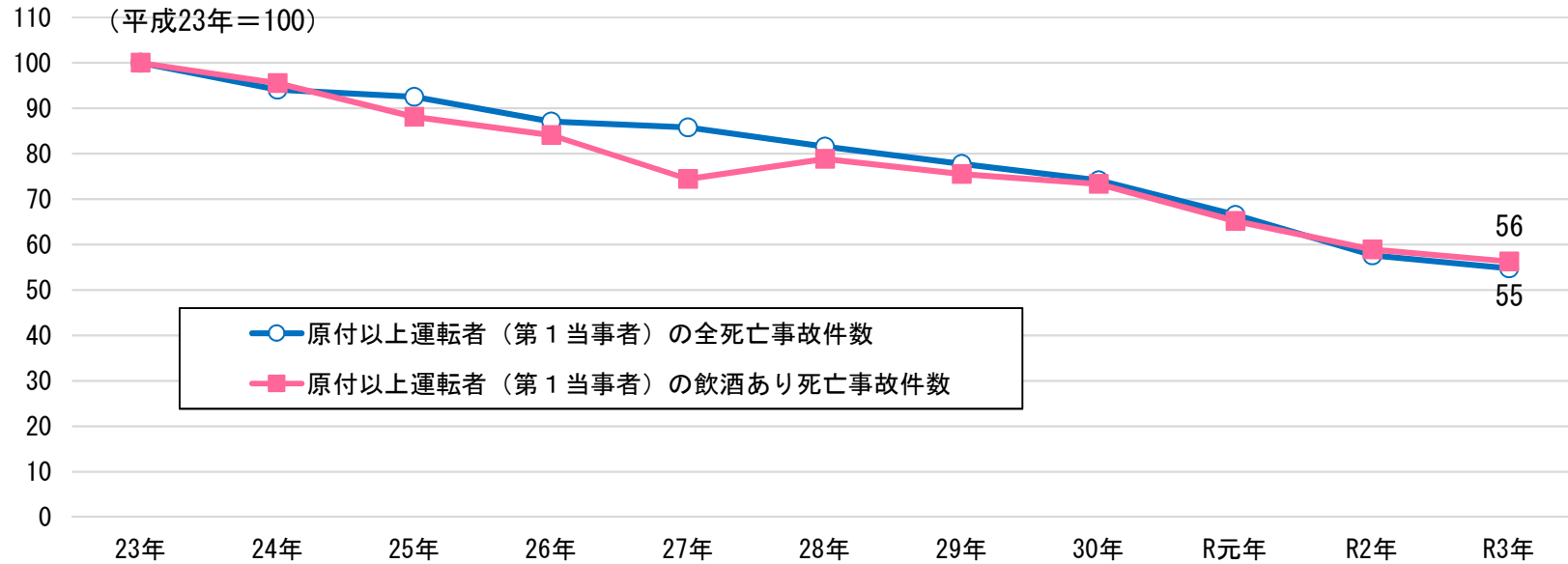


# 飲酒運転による死亡事故件数の推移

原付以上運転者（第1当事者）の全死亡事故件数及び飲酒あり死亡事故件数の推移（指数）（平成23～令和3年）



○ 原付以上運転者（第1当事者）の飲酒状況別死亡事故件数の推移（各年12月末）

飲酒	年	平成 23年 (2011)	平成 24年 (2012)	平成 25年 (2013)	平成 26年 (2014)	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	令和 元年 (2019)	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)				
													増減数	増減率	構成率	指数
飲酒あり	酒酔い	44	36	25	31	21	25	19	13	10	20	21	1	5.0	0.9	48
	酒気帯び(0.25以上)	143	146	151	120	105	131	128	121	107	101	91	-10	-9.9	4.0	64
	酒気帯び(0.25未満)	21	21	14	25	23	14	18	17	19	12	10	-2	-16.7	0.4	48
	基準以下	36	27	20	30	33	18	18	25	24	11	14	3	27.3	0.6	39
	検知不能	26	28	28	21	19	25	21	22	16	15	16	1	6.7	0.7	62
計		270	258	238	227	201	213	204	198	176	159	152	-7	-4.4	6.6	56
	飲酒あり構成率	6.5	6.6	6.2	6.2	5.6	6.2	6.3	6.4	6.3	6.6	6.6	-	-	-	103
飲酒なし		3,860	3,635	3,593	3,378	3,356	3,162	3,023	2,881	2,578	2,227	2,124	-103	-4.6	92.8	55
調査不能		48	38	34	34	28	35	21	20	26	22	13	-9	-40.9	0.6	27
合計		4,178	3,931	3,865	3,639	3,585	3,410	3,248	3,099	2,780	2,408	2,289	-119	-4.9	100.0	55

注1 増減数（率）は、前年同期と比較した値である。

注2 指数は、平成23年を100としたものである。

注3 「原付以上運転者」とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者をいう。

注4 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。

注5 「酒酔い」の件数は、交通事故に最も影響を与えている法令違反別の分類による件数とは一致しない。